

経営事項審査結果通知書の更新について

二本松市における建設工事の入札参加資格の認定は、建設業法第27条の23で規定する経営事項審査を基に行っています。

経営事項審査には、建設業法で1年7か月という有効期限が定められています。

このため、当市の建設工事部門の入札参加を希望されている方は、有効期限が切れないよう決算期ごとに経営事項審査を受け、更新した経営事項審査結果通知書は、速やかに市へ提出してください。

【制限付一般競争入札に参加する場合】

- 参加しようとする工事の入札（開札）日から起算して、市に提出してある経営事項審査結果通知書の審査基準日が1年7か月以前である場合は、入札に参加できなくなります。
- 経営事項審査の有効期限の判断は、市に提出してある経営事項審査結果通知書により行います。したがって、許可行政庁での手続きを済ませていても、通知書を市に提出していない場合は、有効期限は更新されませんので注意してください。
- 市に提出した経営事項審査結果通知書が入札参加資格に反映されるのは、翌月1日からとなります。
したがって、切れ目なく市の制限付一般競争入札に参加するためには、更新した結果通知書を遅くとも有効期限が切れる月までには市に提出する必要があります。
- 詳しくは、次頁【図-1】をご覧ください。

【指名競争入札の場合】

- 指名競争入札により契約する場合は、落札者に対し契約締結時までに経営事項審査結果通知書の提出を求める場合があります。
この時、通知書の提出を拒否するなどの行為をした場合は、不正又は不誠実な行為と判断して契約を締結しない場合があります。

【経営事項審査の総合評定値の取扱いについて】

- 市内及び準市内登録業者は、経営事項審査の総合評定値により入札に参加できる等級の格付けを行います。
総合評定値を等級の格付けに反映するのは、経営事項審査結果通知書を受理した翌月1日となります。
- 等級の格付けの詳細については、「入札参加資格等級の取扱いについて」をご覧ください。

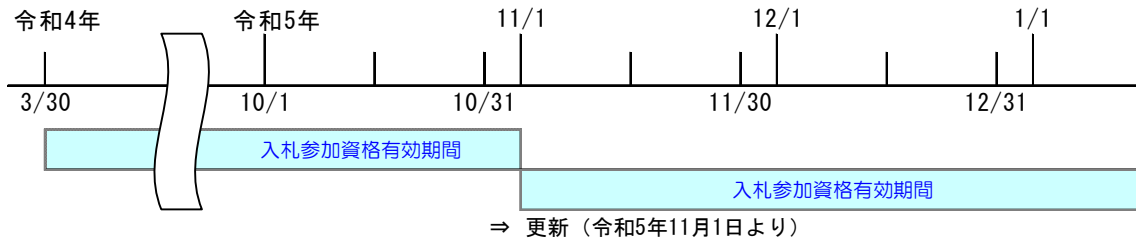
【図－1】

■提出時期による経営事項審査結果通知書有効期限と入札参加資格の取扱い

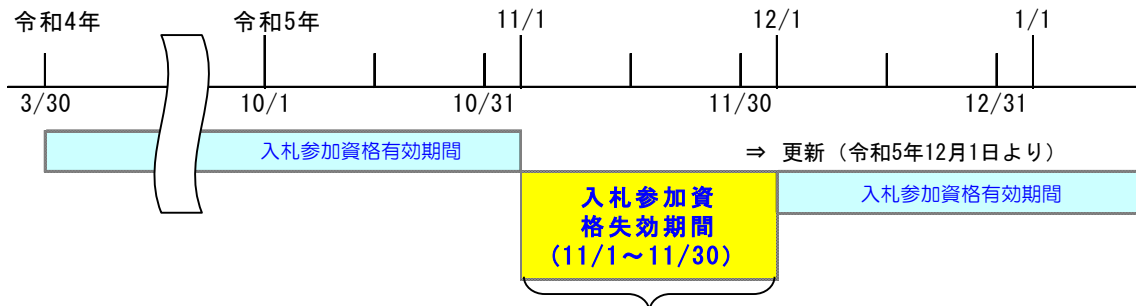
例)

審査基準日：令和4年3月31日
 審査結果通知有効期限：令和5年10月31日

①有効期限が切れる月の月末までに提出した場合



②有効期限が切れる月翌月1日以降に提出した場合
 (例) 令和5年11月1日に提出した場合



※ 入札参加資格失効期間中に開札を行う入札には参加できません。(下表参照)

例	公告日	開札日	備考
1	令和5年10月24日	令和5年11月2日	開札日時点において有効期限が切れているため入札参加資格無し
2	令和5年11月7日	令和5年11月16日	公告日、開札日時点において有効期限が切れているため入札参加資格無し
3	令和5年11月28日	令和5年12月7日	公告日時点において有効期限が切れているため入札参加資格無し